



宮 崎 県 公 報

平成23年2月7日（月曜日）号外第5号の2

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（2件）…（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第76号の8

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の4）を次のとおり変更する。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
 - ① 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
 - ② 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - ③ 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の4の1の③に掲げる区域
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
 - ① 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
 - ② 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - ③ 搬出を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の4の2の③に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域
ア 宮崎市大字金崎の一部（橋口、中ノ坪、中別府、仁正恵及び窪田）
イ 国富町大字塚原、大字伊左生、大字岩知野、大字木脇の一部（大谷、鳥居内、六枝及び火焼を除く。）、大字三名の一部（原口前、原口、屋敷下、新川、尾苑、船戸、下崎、宮ノ下、下柳、中島、屋敷、馬場苑、宮本、前田、桑木田、町下、毛戸口、萩原、麓、日岸田、堂ヶ峯、成竹、三反田、東長原、相ヶ迫、加藍尾、粕塚、山ノ口、柳ヶ丸、鳥喰、初田、神山、下山、長迫、三合、杉木廻、赤迫、屋敷ヶ谷、五反田、三ヶ町、洗ノ口及び天ヶ谷）、大字八代南侯の一部（柳ヶ迫、樋渡、諏訪田、高尾、餅田、後迫、片木山、油田、小丸、中田、梁川原、門前川原、一ノ谷、松ヶ迫、山下、仮屋、上野、中尾、園田、馬場南、牛ノ宮、栗巣、井手ノ口、新村、馬場北、水流田、川上、宮田、白竹、堂ヶ迫、宮園及び星ヶ平）、大字八代北侯の一部（吹上、権現迫、鳥巣、榎木原、椎木原、山内、尾園、後牟田、今平、坂ノ下及び平田）、大字本庄の一部（稲荷ノ下、高爪、出来所、太田原、万所、大蔵元、上代、堂ノ後、久保水流、立野、野間田、古城田、

車田、鶴田、瀬口、吐合、陣ノ下、東仮屋原、仮屋原、中村、瀬戸曲、小長迫、長迫、野稻添、荒蒔、原田、目黒田、鷺巣、徳竹、大盤若、坊ノ下、天神迫、高寺、柚木迫、内ヶ迫、人ノ前、横峯、深坪、十ノ田、一丁田、上水流田、上ノ丸、寺之後、道少迫、釘元及び池ノ内）及び大字深年の一部（松ヶ迫、山内、前平、池谷、島ヶ迫、菱迫及び後ノ迫）

宮崎県告示第76号の9

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の7）を次のとおり変更する。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
 - ① 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
 - ② 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - ③ 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の7の1の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。
ア 宮崎市大字長嶺の一部（岩井戸、九日田、皆元、金田、唐木町、小光、寺の下、黒坪、南ヶ前、石ヶ丸、唯ヶ迫、風呂屋、出西、五反田、小堤、山下、大坪、長畑、深坪及び出原）、大字細江の一部（鳥帽子形、細江田、北ノ迫、西ノ迫、市ノ又、鎌迫、八幡田、井出原、坪根、平田、松ヶ迫、長見通、勘露事、會楽、柳迫、高城ノ下、畑三反田、奈名迫、中建王、菅ノ谷、岩下、大丸、板川、大谷、蜂ノ巣、タブノ木、霜月田、黍田迫、岡ノ下、古宮田、猿喰、正夫迫、油田、枇杷ノ首、高山谷、西ノ摩帽子、宮田迫、内田、坂出、蔵別当、江戸口、笹段、彦十、時雨西の迫、時雨柳迫、上ノ原、砥ヶ谷、椎屋形及び小川内）、大字富吉の一部（江川口、中角、前田、山下、松ヶ迫、梶ヶ迫、菰迫、野添、山園、柳ヶ丸、上村、高野ヶ迫、芋字、二月田、口ノ坪、天神領、木ノ本、五反田、平原、西ノ巢、鉾ノ前、中手町、和田ヶ町、鎌迫、柳ヶ迫、洗田、野間、薊ヶ迫、山田、左井津、真田及び鉾讀田）、大字糸原の一部（鳥巣、鳥越、折口、妙戸岩、長溝小西、四ツ枝、六反田、鎌瀬町、四反田、山口、天ヶ山、岩瀬、干物作、野間及び法丈）、大字金崎の一部（通田、大良迫、橋口、中ノ坪、中別府、仁正恵及び窪田）、大字吉野、大字堤内、大字浮田の一部（皆本、田添下、西田及び倉谷）、古城町の一部（鶴尾、時雨及び小迫）、田野町乙の一部

（野崎、東原、鹿毛、宮田、砂田、永迫、権現谷、小河内、佐野前畑、後山、上塚原、下榎木田、上榎木田、十八割、野付、柿ノ木田、下丹後作、大松ヶ尾、豆野、鷹ノ巣、弓場ノ後、下尾谷、地蔵原、中野、蛇ヶ谷、松井坊、永野、灰ヶ野、上ノ原、鹿村野、前ノ原、上ノ鶴、竹ヶ迫、古木場、田ノ瀬及び上西原）、高岡町紙屋、高岡町下倉永、高岡町花見、高岡町上倉永、高岡町小山田の一部（花立原、牛ノ宮、外ケジ元、中房、山子、寺ノ下、古川、上中洲、渡内、赤池、井ノ尻、永田、梅木田、一本松、宗栄司、蓑崎、苗手、横水正得、前原、水流、立水正得、水正得、太良山、麓、平原、天正司、八久保、内之花見、大津庵、三万田、上新城、松葉迫、新山、脇畔、アザミ迫、六反田、七枝、八郎迫、水垂迫、猪ヶ尾、山部迫、横弓場、ヘリ山、平佐迫、湯之谷、石用、山王迫、西ノ迫、瀬戸ノ迫、中ノ迫、後迫、屋敷前、二松ヶ迫、竹ヶ迫、船木ヶ迫、天開、高房及び大谷）、高岡町飯田の一部（相原、社ヶ谷、小谷、新開、岩川、池田、冷窪、地頭江、管ヶ迫、古園、天神ヶ迫、天神ノ前、山崎、山口、東ヶ迫、山口ノ後、松ヶ迫、山内、丸山、朝羽田、餅田、藤四郎迫、中山及び蜷ノ尻）、高岡町高浜の一部（萩原、古川、下原、三月田、白地、十月田、岩元、中須及び橋山）、高岡町内山の一部（水神迫、小屋尾、立石、入込、八ノ久保、徳右衛門釜、東山及び西和石）、高岡町浦之名の一部（横内、雨附、茶屋原及び久木野）及び清武町船引の一部（黒北南、黒北及び見極田）

イ 国富町大字嵐田、大字田尻、大字向高、大字森永、大字竹田、大字須志田、大字本庄、大字塚原、大字伊左生、大字岩知野、大字木脇の一部（大谷、鳥居内、六枝及び火焼を除く。）、大字三名の一部（原口前、原口、屋敷下、新川、尾苑、船戸、下崎、宮ノ下、下柳、中島、屋敷、馬場苑、宮本、前田、桑木田、町下、毛戸口、萩原、麓、日岸田、堂ヶ峯、成竹、三反田、東長原、相ヶ迫、加藍尾、粕塚、山ノ口、柳ヶ丸、鳥喰、初田、神山、下山、長迫、三合、杉木廻、赤迫、屋敷ヶ谷、五反田、三ヶ町、洗ノ口及び天ヶ谷）、大字八代南侯の一部（柳ヶ迫、樋渡、諏訪田、高尾、餅田、後迫、片木山、油田、小丸、中田、梁川原、門前川原、一ノ谷、松ヶ迫、山下、仮屋、上野、中尾、園田、馬場南、牛ノ宮、栗巢、井手ノ口、新村、馬場北、水流田、川上、宮田、白竹、堂ヶ迫、前畑、宮園、権現堀、大谷、星ヶ平、東田及び大坪）、大字八代北侯の一部（吹上、権現迫、鳥巢、榎木原、椎木原、山内、尾園、後傘田、今平、坂ノ下及び平田）及び大字深年の一部（境谷、馬渡、荒蒔、八重尾、中山、愛染川、梶原、高野、塔ヶ瀬、滝下、鹿森滝、八町坂及び法華嶽を除く。)

ウ 綾町大字入野の一部（大明神、尾亀原、下原、白畑、向尾原、尾原、八重ヶ迫、古川、堂前、中水流、中川原、松原、上水流、下畑、前畑、上畑、水久保、梅木川原、平山、小峰、四枝、四枝下、樋口、溝代、谷向、向沖代、野中、柳田、宿神、下水流、イゾロ田、寺山、沖代、平田、五ヶ所、岩スリ、飯地、中坪、江後口、永田前、石原田前、石原田上、石原田中、石原田、田中、永田、池ノ元、永田脇、木森、柿畑、飯地山、百田、萩の久保、椏ヶ迫、池尻、古屋、畑前、牛ヶ谷、ノリコエ、久保田、浜弓場、ゴク田、踊場、東、山田ヶ迫、竹脇、高尾、大丸、古園、梶ヶ迫、崎ノ田、城平、前田、水流、八日町、観音面、上八日町、小川筋、川原下、向

川久保、川久保、川原元、榎田、向新開、別府向、ヒタテ、堂木、岩堂、社前、島廻、月平、尾堂、宮原、中袋、新屋敷、北ノ園、菅迫、前平、平原、桑水流、一ツ堂、四反田、スミ床、津々野、二又、柳迫、年ノ神、後平、善八松、長迫、湯ノ谷、久木ヶ尾、久木野々、立山、迫ノ内、大川原、椎屋、百ヶ倉及び黒岩）、大字南侯の一部（萩ノ窪、大平山、なはへぎ、小平谷、小坂元、元町、森本、郷嶋、永田、桑下、中坪、仮屋園、大坪、宮下、提原、中須、二反田、深田、坂下、古町、下川原、十ヶ所、元蔵、畑田、馬場田、古川、前川原、中川原、表川原、龍宮須、東田、水流前、一町田、柳田、岸ノ上、豆新開、辺保木、瀬脇、梅木田、四枝、口ノ坪、尾園、草萩、中堂、窪原、下中堂、星原、内屋敷、古城、大工園、長山、上原、赤松、遠目塚、山ノ城、向新開、松原、大谷、水窪、宇都、宮田、石原田、堀之内、梶ヶ谷、六反田、五ヶ所、宮ノ谷、天付、本宮、田平、沖代、鳩峰、子生、柿ノ野、百田、白砂、二反野、梅ヶ野、陣ノ尾、薄原、倉輪、岩川、向田、広沢原、大口、中尾、東寺地、寺地及び北寺地）及び大字北侯の一部（平田、郷嶋、中川原、中水流、神下、灰原、開元、塚原、八反ヶ丸、川窪、瀬之口、菱池、牧原、池田、久木ノ丸、麓、岩下、新村、梅藪、堂木、水流、本堂、鳥巢、蛭田、山下、中島、川原田、射場川原、浦田、杳道、堂前、鷺ヶ野、割付、大窪、北別府、吉井原、窪上、石坂、野首原、野首、二本松、遠目塚、愛宕下、南割付、尾立、平瀬、椎屋下、尾谷、杳道川原、平野、山ノ口、湯ノ谷、畑ヶ迫、前平、小田爪、梅ヶ谷、松下、岩戸、外川原、堂木川原、下川原、小山田、野中田、上萩ノ窪、下萩ノ窪、谷尻、八町、八町下、川原元及び宮ノ下）

エ 都城市高城町四家の一部（雀ヶ野、大開、様ヶ野、蓑野及び蕨ヶ野のうち市道 525号太郎木浦線の以東の区域）及び山之口町山之口の一部（桑宇都及び弥太郎）

オ 小林市野尻町紙屋の一部（前田、奥畑、山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山、部当、真幸田、市ノ瀬、後原、牧ノ谷及び石切）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第76号の7の2の③に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域

ア 宮崎市大字長嶺の一部（岩井戸、九日田、皆元、金田、唐木町、小光、寺の下、黒坪、南ヶ前、石ヶ丸、唯ヶ迫、風呂屋、出西、五反田、小堤、山下、大坪、長畑、深坪及び出原）、大字細江の一部（鳥帽子形、細江田、北ノ迫、西ノ迫、市ノ又、鎌迫、八幡田、井出原、坪根、平田、松ヶ迫、長見通、勘露事、會楽、柳迫、高城ノ下、畑三反田、奈名迫、中建王、菅ノ谷、岩下、大丸、板川、大谷、蜂ノ巢、タブノ木、霜月田、桑田迫、岡ノ下、古宮田、猿喰、正夫迫、油田、枇杷ノ首、高山谷及び西ノ摩帽子）、大字富吉の一部（江川口、中角、前田、山下、松ヶ迫、梶ヶ迫、菰迫、野添、山園、柳ヶ丸、上村、高野ヶ迫、芋字、二月田、口ノ坪、天神領、木ノ本、五反田、平原、西ノ巢、鉾ノ前、中手町、和田ヶ町、鎌迫、柳ヶ迫、洗田、野間、薊ヶ迫、山田、左井津、真

田及び鍛讀田)、大字糸原の一部(鳥巢、鳥越、折口、妙戸岩、長溝小西、四ツ枝、六反田、鎌瀬町、四反田、山口、天ヶ山、岩瀬、干物作、野間及び法丈)、大字金崎の一部(通田及び太良迫)、大字吉野、大字堤内、田野町乙の一部(野崎、東原、鹿毛、宮田、砂田、永迫、権現谷、小河内、佐野前畑、後山、上塚原、下榎木田、上榎木田、十八割、野付、柿ノ木田、下丹後作、大松ヶ尾、豆野、鳶ノ巣、弓場ノ後、下尾谷、地藏原、中野、蛇ヶ谷、松井坊、永野、灰ヶ野及び上ノ原)、高岡町紙屋、高岡町下倉永、高岡町花見、高岡町上倉永、高岡町小山田の一部(花立原、牛ノ宮、外クジ元、中房、山子、寺ノ下、古川、上中洲、渡内、赤池、井ノ尻、永田、梅木田、一本松、宗栄司、蓑崎、苗手、横水正得、前原、水流、立水正得、水正得、太良山、麓、平原、天正司、八久保、内之花見、大津庵、三万田、上新城、松葉迫、新山、脇畔、アザミ迫、六反田、七枝、八郎迫、水垂迫、貉ヶ尾、山部迫、横弓場、へり山、平佐迫、湯之谷、石用、山王迫、西ノ迫、瀬戸ノ迫、中ノ迫、後迫、屋敷前、二松ヶ迫、竹ヶ迫、船木ヶ迫、天開、高房及び大谷)、高岡町飯田の一部(相原、社ヶ谷、小谷、新開、岩川、池田、冷窪、地頭江、管ヶ迫、古園、天神ヶ迫、天神ノ前、山崎、山口、東ヶ迫、山口ノ後、松ヶ迫、山内、丸山、朝羽田、餅田、藤四郎迫、中山及び蜷ノ尻)、高岡町高浜の一部(萩原、古川、下原、三月田、白地、十月田、岩元、中須及び橋山)、高岡町内山の一部(水神迫、小屋尾、立石、入込、八ノ久保、徳右衛門釜、東山及び西和石)及び高岡町浦之名の一部(横内、雨附、茶屋原及び久木野)

イ 国富町大字嵐田、大字田尻、大字向高、大字森永、大字竹田、大字宮王丸、大字須志田、大字本庄の一部(稲荷ノ下、高爪、出来所、太田原、万所、大蔵元、上代、堂ノ後、久保水流、立野、野間田、古城田、車田、鶴田、瀬口、吐合、陣ノ下、東飯屋原、飯屋原、中村、瀬戸曲、小長迫、長迫、野稲添、荒蒔、原田、目黒田、鷺巢、徳竹、大盤若、坊ノ下、天神迫、高寺、柚木迫、内ヶ迫、人ノ前、横峯、深坪、十ノ田、一丁田、上水流田、上ノ丸、寺之後、道少迫、釘元及び池ノ内を除く。)及び大字深年の一部(松ヶ迫、山内、前平、池谷、島ヶ迫、菱迫、後ノ迫、原田、永迫、城ヶ下、桑水流、大迫、鳩峰、田原、楠水、中水流、柳田、白山田、西ヶ迫、兎田、住吉水流、竹下、割田、上ノ原、外上水流、八町堀、中畑、中原、市ノ瀬、柳ノ元、境谷、馬渡、川原崎、久保園、荒蒔、八重尾、中山、愛染川、山角、梶原、高野、梁平、狩野、塔ヶ瀬、滝下、鹿森滝、島廻、八町坂及び法華嶽を除く。)

ウ 綾町大字入野の一部(大明神、尾亀原、下原、白畑、向尾原、尾原、八重ヶ迫、古川、堂前、中水流、中川原、松原、上水流、下畑、前畑、上畑、水久保、梅木川原、平山、小峰、四枝、四枝下、樋口、溝代、谷向、向沖代、野中、柳田、宿神、下水流、イゾロ田、寺山、沖代、平田、五ヶ所、岩スリ、飯地、中坪、江後口、永田前、石原田前、石原田上、石原田中、石原田、田中、永田、池ノ元、永田脇、木森、柿畑、飯地山、百田、萩の久保、椀ヶ迫、池尻、古屋、畑前、牛ヶ谷、ノリコエ、久保田、浜弓場、ゴク田、踊場、東、山田ヶ迫、竹脇、高尾、大丸、古園、梶ヶ迫、崎ノ田、城平、前田、水流、八日町、観音面、上八日町、小川筋、川原下、向川久保、川久保、川原元、榎田、向新開、別府向、ヒタテ、

堂木、岩堂、社前、島廻、月平、尾堂、宮原、中袋、新屋敷、北ノ園、菅迫、前平、平原、桑水流、一ツ堂、四反田、スミ床、津々野、二又、柳迫、年ノ神、後平、善八松、長迫、湯ノ谷、久木ヶ尾、久木野々、立山、迫ノ内、大川原、椎屋及び百ヶ倉)、大字南俣の一部(萩ノ窪、大平山、なはへぎ、小平谷、小坂元、元町、森本、郷鳴、永田、桑下、中坪、飯屋園、大坪、宮下、提原、中須、二反田、深田、坂下、古町、下川原、十ヶ所、元蔵、畑田、馬場田、古川、前川原、中川原、表川原、龍官須、東田、水流前、一町田、柳田、岸ノ上、豆新開、辺保木、瀬脇、梅木田、四枝、口ノ坪、尾園、草萩、中堂、窪原、下中堂、星原、内屋敷、古城、大工園、長山、上原、赤松、遠目塚、山ノ城、向新開、松原、大谷、水窪、宇都、宮田、石原田、堀之内、梶ヶ谷、六反田、五ヶ所、宮ノ谷、天付、本宮、田平、沖代、鳩峰、子生、柿ノ野、百田、白砂、二反野、梅ヶ野、陣ノ尾、薄原、倉輪、岩川、向田、広沢原、大口、中尾、東寺地、寺地及び北寺地)及び大字北俣の一部(平田、郷鳴、中川原、中水流、神下、灰原、開元、塚原、八反ヶ丸、川窪、瀬之口、菱池、牧原、池田、久木ノ丸、麓、岩下、新村、梅藪、堂木、水流、本堂、鳥巢、蛭田、山下、中島、川原田、射場川原、浦田、李道、堂前、鷺ヶ野、割付、大窪、北別府、吉井原、窪上、石坂、野首原、野首、二本松、遠目塚、愛宕下、南割付、尾立、平瀬、椎屋下、尾谷、李道川原、平野、山ノ口、湯ノ谷、畑ヶ迫、前平、小田爪、梅ヶ谷、松下、岩戸、外川原、堂木川原、下川原、小山田、野中田、上萩ノ窪、下萩ノ窪、谷尻、八町、八町下、川原元及び宮ノ下)

エ 都城市高城町四家の一部(雀ヶ野、大開、様ヶ野、蓑野及び蕨ヶ野のうち市道 525号太郎木浦線の以東の区域)及び山之口町山之口の一部(桑宇都及び弥太郎)

オ 小林市野尻町紙屋の一部(前田、奥畑、山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山、部当、真幸田、市ノ瀬、後原、牧ノ谷及び石切)

--	--